

2017年10月23日

JFS-C 規格及び JFS-C 認証スキーム文書改定への対応について

一般財団法人食品安全マネジメント協会

2017年4月5日付にて JFS-C 規格(\*本文書末尾に記載)及び JFS-C 認証スキーム文書の Ver. 2 を公表し、2017年7月14日に Ver. 2.1 を、2017年9月15日に Ver. 2.2 を公表いたしました。これに関連して本スキームに参加する組織及び認証機関の対応について、以下の通り定めます。

記

1. 認証組織の対応は以下の通りとする

(1) 2018年10月4日までは、JFS-C 規格 Ver. 1、Ver. 2、Ver. 2.1 または Ver. 2.2 のいずれかで審査を受けることができる。

(2) 2018年10月5日以降は、JFS-C 規格 Ver. 2.2 で審査を受けなければならない。

2. 認証機関の対応は以下の通りとする

(1) JFS-C 認証スキーム文書 Ver. 2.2 に対する認定

a) JFS-C 認証スキーム文書 Ver. 1、Ver. 2 または Ver. 2.1 のいずれかで認定を受けている認証機関：

2018年10月4日までに、JFS-C 認証スキーム文書 Ver. 2.2 に対する認定を受けなければならない。

b) 新しく認定を申請する認証機関：

2018年1月1日以降に認定申請を行う場合、JFS-C 認証スキーム文書 Ver. 2.2 によるもののみとする。

なお、JFS-C 認証スキーム文書 Ver. 1、Ver. 2 または Ver. 2.1 に対する認定を既に申請しているが、未だ認定されていない認証機関は、JFS-C 認証スキーム文書 Ver. 2.2 への認定の申請を含む対応につき、認定機関と協議をすることが望ましい。

(2) JFS-C 規格に対する審査

2018年10月4日までは、JFS-C 規格 Ver. 1、Ver. 2、Ver. 2.1 または

Ver. 2.2に基づいて、審査を実施することができる。

(3) JFS-C 規格 Ver. 2.2 への認証の移行

- a) JFS-C 規格 Ver. 1 から Ver. 2 又は Ver. 2.1 あるいは Ver. 2.2 への移行審査を定期的なサーベイランス又は再認証審査と同時に実施する場合、審査工数を追加しなければならない（最小でも 0.25 人日の追加が必要）。
- b) JFS-C 規格 Ver. 2 から Ver. 2.2、Ver. 2.1 から Ver. 2.2 への移行審査は、定期的なサーベイランス又は再認証審査と同時に実施することができる。定期的なサーベイランスで移行審査を実施する際、認証機関が必要と判断すれば、審査工数を追加する。再認証審査で移行審査を実施する際は、審査工数は追加しない。
- c) 移行審査では、事前通告なしの審査（JFS-C 認証スキーム文書(Ver. 2、Ver. 2.1 または Ver. 2.2 の 4.3.2 1) (5)を参照)を適用してはならない。

(4) 認証証の発行

組織に発行する認証証には、審査に使用した JFS-C 規格の Ver. を、小数点以下まで含めて記載すること。また、既に Ver. 2 または Ver. 2.1 の認証証を発行した組織に対して、Ver. 2.2 への移行審査を定期的なサーベイランスで実施した場合、Ver. 2.2 の認証証の再発行は、直近に到来する再認証審査にて行うことでも良い。但し、当該認証については、当協会ウェブサイトでは Ver. 2.2 での認証を明記する。

(\*) : JFS-C 規格の各版における規格名表記と公表日

版番号	規格名表記	公表日
Ver. 1	JFS-E-C 規格	2016/7/26
Ver. 2	JFS-E-C 規格/JFS-L-C 規格	2017/4/5
Ver. 2.1	JFS-C 規格(セクター:E/L)	2017/7/14
Ver. 2.2	JFS-C 規格(セクター:E/L)	2017/9/15

以上